

行 財 政 改 革 大 綱

平 成 1 2 年 5 月

寢 屋 川 市

目 次

はじめに	1
一．基本的な考え方	3
1 これまでの行財政改革の経緯と総括	3
2 行財政改革の必要性	4
二．改革の理念と基本目標	7
1 改革の理念	7
2 基本目標	8
(1) 簡素で効率的な行財政システムの構築	8
(2) 市民参加の推進と行政の公正・透明性の向上	8
三．行財政改革の推進	9
1 計画期間	9
2 庁内推進体制の整備	10
3 市民の参加	10
四．具体的な考え方	10
1 簡素で効率的な行財政システムの構築	10
(1) 行政運営・執行体制の見直し	10
(2) 財政運営の健全性の確保	14
2 市民参加の推進と行政の公正・透明性の向上	16
(1) 市民参加型の市政の推進	16
(2) 信頼される行政運営の推進	17
(3) 市民と行政との協働の推進	18
五．取り組むべき重点課題	19
推進計画	24

はじめに

21世紀を目前に控え、厳しい社会経済情勢のもとで、少子・高齢化問題、介護保険制度、環境問題、さらには地方分権が現実のものとなってくるなど、地方自治体にとって、避けることのできない重要な課題が山積しています。

特に財政基盤の脆弱な本市にとって、一層深刻な課題です。

これらの課題に的確に対応し、市民福祉の向上を図りつつ、地方分権時代に即応して新世紀への展望を切り開くには、市民と行政の新たな関係を構築し、自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、本市の行政システムを転換させなければなりません。

まず、行政の体制を変えなければなりません。

いつの時代にも、どのような情勢の変化にも、対応できる簡素で効率的な行財政システムに転換するとともに、硬直化した財政構造の改善を図らなければなりません。

次に、行政の進め方を変えなければなりません。

これからの社会が、「モデルなき時代」、「自己決定、自己責任の時代」となっていくなかで、今までどおりの事業を今までどおりのやり方で進めていては、複雑多様化する市民ニーズに的確に応えていくことはできません。

そのためには、職員一人ひとりの意識を変えなければなりません。

「先例踏襲」や「国府の指示待ち」「誰かがするだろう」という意識を払拭し、「行政は市民福祉の向上のためにあり、それを担っているのは自分である」、「個々の能力向上が地方自治体としての政策形成能力

の向上につながる」という認識と、常にコストを意識し、行政は最少の経費で最大の効果をあげる義務があるという認識を徹底していかなければなりません。

さらに、市民と行政の関係も変えなければなりません。

行政から市民へのサービス提供という従来の枠組みを脱し、市民と行政それぞれが責任と役割を分担し、お互いがより良きパートナーとして「寝屋川市のありよう」を築く、協働するシステムづくりが求められています。

本市では、市民福祉の向上と個性的で活力のある地域社会の構築を目指し、これまでの「行財政改革基本方針」に基づく行財政改革に引き続き、新たな行財政改革に取り組んでまいります。

一 基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の経緯と総括

本市における行財政改革への取り組みは、第一次オイルショック後の昭和50年代前半の自主再建を始め、昭和60年度普通会計決算において実質収支42億2千6百万円という巨額の赤字を計上するなかで、昭和62年度には「財政健全化基本方針」を策定し、財政再建と行財政改革を推進してきました。

その後、平成3年度からの「第三次総合計画」の推進のための職員の採用や、バブル経済の崩壊による長引く景気の低迷により、平成4年度以降の普通会計決算においては、単年度収支は赤字となり、経常収支比率も再び上昇し、財政状況が一段と悪化しました。

このような状況のもとで、平成6年12月に「行財政改革基本方針」を決定し、「行財政見直し懇談会の意見具申」や「市議会行財政改革特別委員会の報告」を受け、平成9年1月に経常収支比率の95%程度への改善や職員総数の5%削減の数値目標を掲げた「行財政見直し計画」を策定し、その実施に向け取り組んできました。

前回の行財政改革で事務事業の見直しや外部委託、職員の退職不補充による職員の非常勤化等により、職員数は191人（平成11年4月1日現在）の減員となり、また時間外勤務手当の抑制や保育所保育料等の受益者負担の適正化等により、平成10年度までの財政的効果は、約34億2千5百万円程度となり、行財政改革の一定の効果が現れています。

しかし、職員数の減員により経常収支比率における人件費充当分は、徐々に少なくなっているものの、府内都市と比較してまだ多い状況であり、加えて長引く景気の低迷や、国の経済対策に伴う減税等の影響

による市税収入の伸び悩み等により、経常収支比率は目標とした95%に至らず、103.8%（平成10年度）となっており、財政構造は引き続き硬直化した厳しい状況にあります。

これまでの行財政改革の取り組みにもかかわらず、総合的な行財政の健全化は未だ図ることができない厳しい状況のもとで、ますます複雑多様化し、高度化する市民の行政に対するニーズに的確に対応し、市民の行政に対する信頼性や満足度を高めていくためには、施策の効率化や事務事業の見直しを図るなど、引き続き行財政の健全化を進めながら、開かれた市政実現のための市民参加や行政の公正・透明性の向上など新たな観点も含めて、行政自らが一層改革を進める必要があります。

2 行財政改革の必要性

今、21世紀を目前に控えて、わが国においては、少子・高齢化、国際化、情報化の進展などの社会状況の変化や、この間の経済構造の変化、国民の価値観や生活様式の多様化等様々な分野における構造的な変化に直面しており、また地方分権の推進が現実の課題となってくるなか、地方自治体においても自主的、主体的な行政運営が要請されています。

このような流れのなかで、ゆとりと豊かさを実感できるまちづくりに向け、新しい行政課題や多様な市民ニーズに対し、総合的、計画的に取り組んでいかなければなりません。

〔少子・高齢化社会への対応〕

本市も確実に少子・高齢化が進展し、高齢化率は現在12.2%（平成12年4月1日現在）と全国に比べて若干低い状況にあります。

すが、出生数が減少してきていることから、今後急速に高齢化社会へと近づきつつある現状で、介護保険を始めとする保健、医療、福祉の高齢化対策や、21世紀を担っていく子どもたちが健やかに育っていくための条件整備や環境づくりが緊急の課題となっています。

〔地方分権への対応〕

地方分権が実施の段階を迎え、これまでの全国一律の基準や規制に基づく画一的な行政から、市民生活やまちづくりを始め、地域社会に関する多様な施策を自主的・自立的に担い得る行政主体への転換が求められ、また地方分権により政策選択の自由度も増すことから、政策面での地域間の格差を拡大する可能性もあり、政策形成能力や自治能力を高める取り組みが必要となってきます。

さらに、新たな多くの行政課題に的確に対応していくには、市民と行政の役割分担について改めて問いなおし、それぞれが責任と役割を自覚するなかで協働して解決することが必要であり、市民と行政が一体となってまちづくりを推進するために、市政への多様な市民参加システムの確立が求められています。

〔市民意識の変化〕

生活水準の向上、自由時間の増大、情報化社会の進展という時代の変化のなかで、人々は、物質面での充足から精神的充実を求めるようになり、生涯学習やボランティア活動、コミュニティづくりへの参加など、主体的・個性的な生き方を求めるようになってきています。

このように「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと市民の意識が質的に転換している中であって、人々の多様な文化的欲求に応え、真に豊かさを実感できる都市の魅力を創出していくことが大きな課題となっています。

〔都市基盤の整備〕

昭和30年代後半からの人口の都市集中に伴う急激な人口増加は、財政基盤の脆弱な本市のまちづくりに大きな影響を及ぼし、教育施設や保育所等の生活関連施設の整備が最優先課題となったことから、街路、公園、公共下水道等の都市基盤整備や生活環境施設整備のための施策が立ち遅れざるを得ず、また急激で無秩序な開発は、本市を超過密都市へと変貌させました。その後、公共下水道の普及拡大に努めた結果、人口普及率では83.5%（平成11年度末）を整備できましたが、その他の都市基盤整備や生活関連施設の整備、震災対策をも含む過密対策は必ずしも十分といえず、定住するにふさわしい都市としての課題と、建設後約19年を経過した「ごみ焼却炉（クリーンセンター）」の建て替え問題等が、大きな課題として今後に残されています。

〔財政状況〕

本市の財政状況は、行財政改革の一定の効果や地方債及び財産売払収入を始めとする財源確保に努めた結果、平成10年度の普通会計決算では、実質収支で黒字を確保することができましたが、経常収支比率は長引く景気の低迷や、国の経済対策としての減税の実施等の外的要因もあるとはいえ、依然として100%を超え、財政構造は著しく硬直化しており、新たな市民ニーズに対応できない状況となっています。

今後も先行き不透明な経済情勢が予想されるもとで、市税、交付税等の歳入の伸びは期待できず、加えて、公共公益施設整備基金残高が減少する一方で地方債残高が1,304億円（全会計）を超える状況にあっては、財政収支の悪化は避けられず、一層の財政基盤の強化と財政の健全性を確保し、「赤字財政体質」からの脱却が緊急の課題となっています。

これらの課題に的確に対応し、市民福祉の向上と個性的で活力ある

地域社会を構築し、地方分権を担える地方自治体となるために、「3割自治」と言われている地方税財源の拡充、強化と、地方分権による権限の委譲に伴う財源の確保を強く求めるとともに、市自らの責任において行財政全般にわたり、これまでの制度や仕組みを改めて見直し、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、一層新たな時代に対応した行財政システムの構築が不可欠であり、更なる行財政改革の取り組みが必要となってきました。

二 改革の理念と基本目標

1 改革の理念

地方公共団体は、常に住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるため、その組織及び運営の効率化に努める義務を負っています。

本市を取り巻く厳しい環境のもとで、市民サービスを低下させることなく、複雑多様化する行政需要に的確に対応し、市民福祉の向上や都市機能を充実させるためには、今日の社会経済情勢の変化に柔軟かつ機敏に対応できる行財政システムを構築していくことが急務となっています。

また、今後策定する21世紀を見据えた「第四次総合計画」を着実に推進するためにも、硬直化した本市の財政構造の改善に努め、「赤字財政体質」からの脱却を図らねばなりません。

したがって、「行財政改革は、行政水準の維持向上を目指すものであって、単なる減量や抑制がその目的でなく、より簡素で効率的な行財政システムの確立を図っていくもの」であり、「改革を通じて展望を切り開く」という基本理念を継承しつつ、これまでの行政サービスの提供のあり方を見直すとともに、市民参加の推進や行政の公正・透明性の向上などの新たな観点からの行財政システムを確立し、行政の

質の転換を図っていかなければなりません。

改革にあたっては、職員一人ひとりが市民の立場に立って考え、柔軟な発想で業務を遂行するとともに、改革は自発的に、かつ日常不断に行うべきものとの観点から、本市の厳しい財政状況を十分認識するもとで、常にコスト意識を持って行財政運営を見直す必要があります。

2 基本目標

(1) 簡素で効率的な行財政システムの構築

国・地方を通じて厳しい財政環境のもと、限られた財源と人員の制約のなかで、地域の総合的な行政主体として、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の行政に対する信頼性や満足度を高めていく必要があります。

このため「最少の経費で最大の効果」をあげるべく、スクラップ・アンド・ビルドを基本に時代に即応した組織機構への見直し、少数精鋭主義に基づく定員管理の推進や給与の適正化、職員がよりコスト意識を持って民間活力の活用や施策の効率化等の事務事業の見直し、地方分権に対応できる人材の育成、確保など行政運営及び執行体制の見直しを進めるとともに、様々な観点から経費の節減と財源の有効な配分や自主財源の確保に努め、計画的な財政運営により硬直化した財政構造の改善を図るなど、簡素で効率的な行財政システムの確立に努めるものとします。

(2) 市民参加の推進と行政の公正・透明性の向上

地方分権の基本は、「地域のことは地域で決めていこう」ということであり、それは市民と行政が協力してまちづくりを進めていくことです。

また、今後ますます複雑多様化する新しい課題に的確に対応していくには行政だけの対応では困難なことから、市民と行政がそれぞれ

れの役割と責任を認識し、協働して地域の特性に応じて解決することが必要であり、これからの市民と行政のあり方については、市民の積極的な市政への参加を推進していくことが重要となります。

そのためには、市民への可能な限りの情報の提供と、行政運営における公正・透明性の向上を図ることにより、市政に対する市民の信頼を高め、市民に分かりやすく、市民とともに歩む「開かれた市政」を目指し、多様な市民参加型の行財政システムの構築に努めるものとします。

三 行財政改革の推進

本市が置かれている厳しい行財政環境の現状を踏まえて、地域の行政主体として多様化・高度化する市民ニーズに応え、地方分権時代にふさわしい役割と責任を果たしていくためにも、更なる行財政運営全般を見直し、新たな時代に対応できる行財政推進体制に再編していくことが不可欠です。

行財政改革は、関係者にいろいろな痛みを伴うものですが、市民の生活を守り、明日の幸せを築くため、職員が一丸となって将来を見据え、市民の理解と協力を得ながら、その推進に取り組んでいきます。

1 計画期間

今回の行財政改革の取り組みについては、平成21年度末までの10年間とします。行財政改革を具体的に推進していくために、見直すべき事項やその実施時期を盛り込んだ5年を単位とした実施計画を策定し、その進行管理を行います。

2 庁内推進体制の整備

行財政改革を推進するにあたっては、「行財政改革推進委員会」を

中心として、全職員参加のもと全庁的に取り組みます。また、実施計画については、各部局の「推進部会」において、その策定と着実な推進を図ります。

3 市民の参加

行財政改革の推進には市民の理解と協力が不可欠です。

したがって、改革の進行状況については、市民参加の観点から、市民が参加する機関を設置して定期的に審議していただき、その結果を公開していきます。

四 具体的な考え方

新たな時代に対応できる行財政システムの再構築

行財政改革を推進するにあたっては、その理念、目標を常に念頭に置きながら具体的な考え方を示し、重点的に取り組むべき課題を設定する必要があります。本市においては、《二 改革の理念と基本目標》で掲げた「簡素で効率的な行財政システムの構築」と「市民参加の推進と行政の公正・透明性の向上」を柱として、以下の具体的な考え方による取り組みを進めます。

1 簡素で効率的な行財政システムの構築

(1) 行政運営・執行体制の見直し

厳しい財政状況のもと、職員一人ひとりが経営感覚を持ちながら全力で行財政改革にあたらなければなりません。そのため、市民の視点に立って、これまでの行政運営やその執行体制について、ゼロ

ベースから見直し、分権の時代に対応できる政策形成機能を併せ持った簡素で効率的な行財政システムの構築に取り組みます。

《組織機構の見直し》

地方分権への対応、少子・高齢化、生涯学習等新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応するため、総合調整機能の充実や政策意思決定の迅速化など、機能的な組織機構に絶えず見直すとともに、業務が市民に分かりやすいよう、組織機構の再編を進めます。また、特定の行政課題に対してはプロジェクトチームの活用など、柔軟な取り組みの検討を進めます。

《職員の定員管理》

簡素で効率的な行財政システムを構築するには、少数精鋭主義を基本とした定員管理が重要となります。そのため、市民サービスの低下を招かぬよう留意しながら事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、民間活力の活用、OA化の推進、多様な雇用形態の導入などにより職員数の抑制を図るとともに、今後の大量の定年退職者を見据えた計画的な定員管理を一層推進します。

《人事給与制度》

市政運営を担う職員は業務に対して、主体的かつ意欲的に取り組むことが求められています。そのため、職員の有する能力を最大限に発揮できるよう、職員の適性、経験、技術、意欲をいかせる人事配置を始め、昇任・昇格制度の充実など職員の勤務意欲の向上を図る人事給与制度のあり方の検討を行います。また、給与水準についても国や他の地方公共団体の状況等を十分考慮し、市民の理解が得られるよう適正な維持に努めます。

《職員の意識改革と能力の向上》

今後の地方分権の時代を担っていくためには、職員一人ひとりが経営感覚やコスト意識を持ち、自らの役割と責任を十分自覚した上で、前例にとらわれない柔軟な発想で業務を遂行するとともに、政策形成能力、専門的な知識や技能などを修得した多様な職員の育成が不可欠となります。そのため、職員の意識改革と能力の開発に向けて他団体への派遣や参加型研修など職員研修内容をより充実するとともに、自己啓発意欲を促進する研修制度について検討を進めます。

《事務事業の見直し》

厳しい財政状況のなかで地方分権時代に対応し、多様化・高度化する行政課題や市民ニーズに的確に応えるには、スクラップ・アンド・ビルドを基本に時代の要請に合った事務事業への見直しを進めなければなりません。

このため、次の事項について検討を行います。

- ・ 事務事業の見直し

少子・高齢化対策に代表される今後の新たな施策の実施にあたり、既存の事業との整合性を図りながらも従前の執行方法にとらわれることなく、事業の緊急性、費用対効果、市民の満足度などの観点から、その拡大、統合、縮小、廃止等多角的に検討を加えて見直しを進めます。

- ・ 民間活力の活用

現在、市が行っている事業で、民間が有する経済的、能率的な機能や技術をいかすなど民間活力を活用することにより効率化が図れるものについては、行政の責任を明確にしながら市民サービスの維持を前提に、民間活力の活用を図っていきます。

- ・ 施策の重点化・効率化

市民ニーズに的確に対応し、限られた財源の適正な配分を図るため、公平で客観性を持った行政評価システムの導入により施策の重要度、緊急度などによる優先順位を検討するなかで、施策の重点化・効率化を進めます。

- ・ 補助金等の見直し

補助金の公益性、事業効果、実績等を再検討し、整理、統合の検討を行います。既に事業目的を達成したと思われるものやその効果が小さいと思われるものは、廃止や削減の検討を進めます。また、補助金が適正に交付され、運用されるよう統一的な基準づくりや終期の設定などの検討を行います。

- ・ 行政の情報化とOA化の推進

行政の効率化や市民サービスの向上を図るため、情報通信技術の進展に対応した庁内ネットワークの充実など、行政の情報化や業務の一層のOA化を進め、市民サービスの迅速、適切な提供と事務処理の迅速化、省力化に努めます。

- ・ 施設の効率的運営

市民サービスの向上の観点から、既存の公共施設について、開館日時の拡充や申請の簡素化など市民の立場に立って、市民が利用しやすい柔軟な施設利用のあり方の検討を進めるとともに、余裕教室など既存施設の設置目的の見直しを含めて多様な活用方策を検討します。

《広域行政の推進》

市民の活動の範囲が市域を越えて広がっている現在、広域行政は、

市民の利便性を高めるとともに、事務の効率化や経費の節減につながることから、広域的処理が適切で可能な事務事業については、関係自治体との連携を進めます。

《外郭団体のあり方》

外郭団体については、設立の目的、業務内容、機能等について検討を行い、業務執行の効率化や自立性の向上と団体職員の意欲や資質の向上を図るための方策を検討します。

新たに外郭団体を設立する場合には、その設立目的、効果、採算性、既設外郭団体の活用など多方面から慎重に検討します。

(2) 財政運営の健全性の確保

今後見込まれる厳しい財政環境のもと、税収の伸びは期待できない一方で、少子・高齢化社会対策経費を始めとする歳出の増加が見込まれることから、財政収支の悪化は避けられない状況です。

歳出の徹底的な削減を図りながら、中・長期的な視点に立って財政の健全性の確保に向けた取り組みを進めます。

《財政運営の計画化》

施策・事業は継続的に行われているものが多く、中・長期的な見通しに立った財政運営が行われなければなりません。本市の経常収支比率は、平成10年度で103.8%と新たな行政需要に全く対応できない財政構造となっています。硬直化した財政を健全化するため、歳入の確保のための施策の展開や歳出の徹底した抑制により経常収支比率の改善に取り組むとともに、後年度における公債費負担を考慮し、今後の地方債の発行を抑制するなど財政の計画的な運営を図ります。

《 経常経費の抑制 》

今後、市税等の歳入の伸びが期待できない経済情勢のもとで、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、新たな施策の展開に必要な政策的経費に充当する一般財源を確保するためには、歳出構造の改善が不可欠です。そのため、人件費等の義務的経費を中心とする経常経費の一層の抑制を図っていきます。

《 自主財源の確保 》

財政の健全化には、歳出の徹底した抑制と合わせて歳入の確保が欠かせません。そのため、地域経済の振興、都市基盤の整備など住みよい魅力あるまちづくりなど税源を涵養するための施策の展開を図ります。併せて、課税客体の適正な把握に努めるとともに、徴収率向上のための有効な対策の検討を進め、負担の公平を図ります。また、使用料や手数料などの受益者負担金については、単に財政的な観点だけではなく、市民に対する公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

《 公共工事のコストの縮減 》

都市基盤の整備が立ち遅れている本市では、社会資本整備を一層進めなければなりません。最近の国や地方自治体の公共工事の執行をめぐるのは、その実施方法や経済効果等について様々な指摘があります。限られた財源を有効に活用するため、効率的に公共工事を推進し、そのコストの縮減を図る方策を検討します。

《 特別会計等の健全化 》

特別会計については、各会計の設置目的、性格を踏まえつつ、事業の運営方法の改善や受益者負担の適正化、収納率の向上など財政の健全化に向けた取り組みを進めます。また、公営企業についても、

独立採算による経営が基本であることから、管理経費などの一層の削減に努めるなど効率的な経営を進めるとともに、受益者負担の適正を図るなど健全経営の維持に努めます。

《国・府等への要望》

地方分権の進展により、行政需要が拡大していくなかで、自主的・自立的な行政運営ができるよう、地方税財源の拡充と大都市圏域の財政需要に対応した地方交付税制度の改革、また地方分権による権限の委譲に見合った財源の確保を市長会等を通じて要望していきます。

2 市民参加の推進と行政の公正・透明性の向上

(1) 市民参加型の市政の推進

多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民の声を可能な限り市政に反映させるため、市民と情報を共有するもとで政策の形成や施策の実施にあたって市民が参加できるシステムについて検討します。

《市民参加の推進》

政策の形成や施策の実施にあたっては、できるだけ多くの市民からの意見を市政に反映させることが求められています。そのため、従来からの市民アンケートや広聴活動に加えて、審議会等委員の公募など、計画段階から市民が主体的に参加できるシステムや市民と行政それぞれが果たすべき役割と責任を認識するもとで、協力してまちづくりを進めていくという考え方を基本に、地域まちづくりにおける市民参加のシステムなどを検討します。

《情報提供の推進》

市政への市民の参加を推進していくには、市民に分かりやすい方法で情報を可能な限り提供し、市民と行政が情報を共有していることが前提となります。そのため、施策の取り組みや考え方、その進捗状況など行政が有している情報の提供内容の充実を図るとともに、提供方法についても広報紙のみならず、様々な情報メディアの活用など多様な情報伝達手段を検討します。

(2) 信頼される行政運営の推進

市民とともに市政を推進していくためには、行政が市民から信頼されていることが何より重要です。そのため、行政自らがより公正・透明性を向上させるとともに、常に市民サービスの向上を目指した取り組みを進めます。

《公正・透明性の向上》

信頼される行政運営の推進のため、審議会等の会議の公開など、個人情報保護を前提として、より一層市民の知る権利の拡充に努めます。また、行政手続きのより適正な運用に努めるとともに、監査機能の充実や契約における入札制度の見直しなど、行政の公正・透明性の一層の向上のための取り組みを進めます。さらに、市の事業などについて、その内容、成果等を分かりやすく説明するための方策を検討します。

《市民サービスの向上》

信頼される行政運営の推進には、職員が信頼されていることが基本です。そのため、職員一人ひとりが常に市民サービスの向上に留意するとともに、市民サービスの提供にあたっては、分かりやすく親切的な対応等市民本位のサービスに努めます。また、申請手続きの一層の簡素化、事務処理の効率化に合わせ、市民の利便のための方

策について検討します。

(3) 市民と行政との協働の推進

行政だけで、市民のあらゆる要求に応えていくことは、困難な時代となっています。低成長期のなか、高齢化時代を迎え、また地域の特性をいかした個性的なまちづくりを進めるには、市民と行政が対等の立場で、共に手を取り合いながらそれぞれの役割と責任を果たしていくことが不可欠です。今後は、市民の自治意識の高揚を図りつつ、地域で支え合うシステムの構築を目指した取り組みを進めます。

《ボランティア活動の推進》

阪神・淡路大震災を教訓として、ボランティア活動の重要性が再認識されています。ボランティアと行政は対等のパートナーであることを踏まえて、協働できるシステム構築の方策やボランティア活動のネットワーク化、情報提供などボランティア活動の自立性を損なうことのない側面的な支援の方策の検討を行うとともに、市民や職員のボランティア活動に対する意識の醸成を図るための方策を検討します。また、ボランティア活動の担い手である民間非営利組織（NPO）の自主的活動を支援する方策の検討を行います。

《コミュニティ活動の推進》

市民の定住指向が高まりつつあるなか、地域社会での「つながり」や「ふれあい」がより求められているにもかかわらず、少子・高齢化が進むなかで、お年寄りから子どもまでといった、多様な人のつながりは薄れています。住みよいまちづくりには、3世代交流などコミュニティ活動は欠かせません。そのため、既存のコミュニティセンターのより一層の有効活用を図るとともに、市民の誰もが

参加できるきめ細やかなコミュニティ活動が展開できる支援のための方策を検討します。

五 取り組むべき重点課題

四の具体的な考え方にに基づき、新たな時代に対応できる行財政システムの再構築をめざすために取り組むべき重点課題は、以下のとおりとします。

具体的な考え方	取り組むべき重点課題
<p>一 簡素で効率的な行財政システムの構築</p> <p>1 行政運営・執行体制の見直し</p> <p>(1) 組織・機構の見直し</p> <p>(2) 職員の定員管理</p> <p>(3) 人事給与制度</p>	<p>新たな行政課題に即応できる総合的、機能的な組織・機構のあり方の検討</p> <p>総合調整機能のあり方の検討</p> <p>定員適正化計画の策定の検討</p> <p>多様な雇用形態の検討</p> <p>職員配置基準の検討</p> <p>人事管理制度のあり方の検討</p> <p>給料・職員手当等のあり方の検討</p>

具体的な考え方	取り組むべき重点課題
<p>(4) 職員の意識改革と能力の向上</p> <p>(5) 事務事業の見直し</p> <p>1 事務事業の見直し</p> <p>2 民間活力の活用</p> <p>3 施策の重点化、効率化</p> <p>4 補助金等の見直し</p> <p>5 行政の情報化とO A化の推進</p> <p>6 施設の効率的運営の確保</p>	<p>地方分権の時代を担う職員の育成の検討</p> <p>職員研修の充実の検討</p> <p>事務事業の見直し（統合、縮小、廃止等）</p> <p>民間活力活用の検討 （清掃、福祉、教育、土木部門など）</p> <p>行政評価システムの導入</p> <p>補助金等の見直し</p> <p>行政情報システム化の拡充 事務処理のO A化の推進</p> <p>既存公共施設等（余裕教室等）の有効活用の検討 公共施設の柔軟な利用のあり方の検討</p>

具体的な考え方	取り組むべき重点課題
<p>(6) 広域行政の推進・活用</p> <p>(7) 外郭団体のあり方</p>	<p>広域ネットワーク化の拡充の検討</p> <p>広域的処理が適切な事務事業の検討</p> <p>運営体制の主体性、自立性の強化の検討</p>
<p>2 . 財政運営の健全性の確保</p> <p>(1) 財政運営の計画化</p> <p>(2) 経常経費の抑制</p> <p>(3) 自主財源の確保</p> <p>(4) 公共工事のコスト縮減</p> <p>(5) 特別会計等の健全化</p>	<p>経常収支比率の改善</p> <p>財政計画の策定の検討</p> <p>物件費の抑制 (消耗品費、光熱水費、印刷製本費、燃料費等)</p> <p>市税等収納率向上対策の検討</p> <p>受益者負担の適正化</p> <p>税源の涵養施策の検討</p> <p>公共工事のコスト縮減の検討</p> <p>特別会計等の健全経営及び健全化の検討</p>

具体的な考え方	取り組むべき重点課題
(6) 国・府等への要望	地方税財源拡充の要望
<p>二 市民参加の推進と行政の公正</p> <p>・ 透明性の向上</p> <p>1 . 市民参加型市政の推進</p> <p>(1) 市民参加の推進</p> <p>(2) 情報提供の推進</p>	<p>審議会等委員の選任基準の策定 (公募制度等)</p> <p>まちづくり等への市民参加方策 の検討</p> <p>多様な情報伝達手段活用の検討</p>
<p>2 . 信頼される行政運営の推進</p> <p>(1) 公正・透明性の向上</p> <p>(2) 市民サービスの向上</p>	<p>情報公開制度の充実</p> <p>監査制度の充実</p> <p>窓口サービスの向上の検討</p> <p>市民センターの機能充実の検討</p>
<p>3 . 市民と行政との協働の推進</p> <p>(1) ボランティア活動の推進</p>	<p>ボランティア活動促進の支援方 策の検討</p>

具体的な考え方	取り組むべき重点課題
(2) コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動促進の支援方策の検討